

令和5年度 草加市立栄中学校 部活動に係る活動方針

令和5年4月1日

【1】 部活動の意義

スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感・連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資するものであるとの意義がある。

【2】 活動計画

- (1) 毎月の活動計画を生徒及び保護者に公表します。
- (2) 日々の活動内容をあらかじめ生徒に指導します。
- (3) 毎月の活動計画及び活動実績の策定に当たっては、生徒の状況、学校の特色、各部活動の特性などを考慮します。

【3】 適切な休養日等の設定

各部活動の運営については、生徒のバランスの取れた生活と成長の確保の観点などを踏まえ適切な休養日を設定します。

- (1) 平日（授業のある日）は、1日を休養日とします。
- (2) 週末（土曜日、日曜日、祝日等）は、1日以上を休養日とします。ただし、週末に大会・コンクール等への参加で2日以上活動した場合、休養日を他の日へ振替えます。
- (3) 長期休業中（夏休み等）も、(1)、(2)の休養日の設定と同様にします。また、学校閉庁日は休養日とし、生徒が十分な休養を取る事ができるようにすると共に、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、一定程度長期の休養期間（オフシーズン）を計画的に設定します。ただし、2週間以内に全国大会等への出場を控えている場合、休養日としない場合もあります。
- (4) ふれあいデー（各月21日）は、活動停止とする。ただし、一週間以内に大会があり実施した場合は、他の日で振り替えます。
- (5) 中学校体育連盟が主催する公式大会や吹奏楽連盟が主催するコンクールなどにおいて、2週間前までの週末においては、校長の許可により休養日としないことを可能とする。その際、生徒及び保護者の理解が得られるよう、両者に対してあらかじめ十分な説明をするものとする。
- (6) 試験への対応
原則として、試験開始日の7日前から終了までの期間は、休養日とします。

【4】 活動時間

- (1) 平日（授業日）は、2時間程度とします。
- (2) 週末（土曜日、日曜日、祝日等）は、準備・後片付け・練習試合の移動時間等を除き、3時間程度の活動とし、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的な活動を行います。
- (3) 長期休業中は、(2)に規定する活動時間の設定に準じます。
- (4) 文化部活動においても【3】、【4】に規定する設定に準じます。

【5】 事故防止及び健康管理

- (1) 校長は、施設・設備の定期的な安全点検を行い事故の未然防止に努めます。
- (2) 部活動顧問は、活動前及び活動後に、使用する施設・設備の点検を行うとともに、生徒にも危険察知能力や安全確認について指導し、事故の未然防止に努めます。
- (3) 部活動顧問は、部活動で使用する用具を適切に保管又は管理するとともに、生徒に用具の正しい利用及び管理について指導します。
- (4) 部活動顧問は、活動時期、活動時間及び活動場所の気温や湿度を把握し、活動時間の短縮や活動の中止などについて適切に判断します。
 - ア 活動時間帯に気温が35度以上になると予報された場合、又は、予報されていない場合であっても35度に達した際には、屋外活動（体育館等の冷房が効いていない場所での活動を含む。）を中止します。
 - イ 活動開始時および活動中は1時間ごとに活動場所の気温を計ります。
 - ウ アに該当しない場合でも、活動する際には、熱中症に十分に注意するとともに、熱中症事故が危惧される場合は、直ちに活動を中止します。「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック（財団法人 日本体育協会）」、「熱中症予防情報サイト（環境省）」などを活用します。
- (5) 部活動顧問は、活動開始時に生徒の健康状態・疾病・傷病の状況などの健康観察を行い、健康状況により適切に対応するとともに、生徒に体調管理の重要性について指導します。
- (6) 部活動顧問は、事故が発生した場合、速やかに校長に報告し、応急手当てを施します。校長は、事故の状況に応じて救急搬送を要請するなど必要な措置を講じます。

【6】 部活動への所属

- (1) 部活動は、教育課程外の活動として、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、その参加については、生徒一人ひとりの考えを大切にす観点から、所属については生徒の選択によるものとします。
- (2) 生徒の所属する部活動の変更又は退部については、生徒及び保護者の意向を尊重して対応します。
- (3) 部活動顧問及びその他の関係教員は、生徒の部活動への所属や変更において、よりよい選択が行えるよう支援します。

【7】 適切な会計及び経済的負担

- (1) 部活動顧問は、年間活動計画及び前年度の決算などを基に予算を編成し、保護者から徴収する活動費の必要性などについて計画を立案し、執行状況については、保護者にも公表します。
- (2) 部活動顧問は、生徒会活動費等からの部活動費及び保護者から徴収した活動費等を適切に管理し、その執行状況について校長および保護者に報告します。
- (3) 部活動に必要な物品のうち、生徒が個人的に使用する物品の購入については、保護者の過度な経済的負担とならないよう配慮します。